

第4節 環境汚染事故時・災害時における環境保全対策

1 水質異常時対策【環境政策課、河川課】

(1) 水質事故の発生状況

河川等では、事業場における油類や有害物質の不適切な取扱いなどにより油の流出や魚のへい死などの水質事故が発生します。

平成23年度は、12件の水質事故が発生しており、油の流出が9件、魚類のへい死が2件、その他の事故が1件となっています。

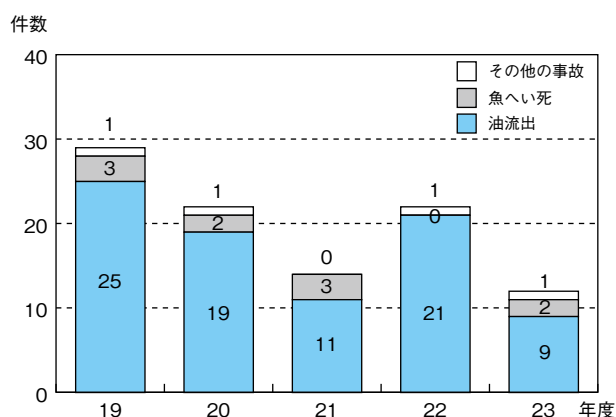


図3-3-71 水質事故発生状況の推移

また、原因別の内訳をみると、事業場からの油の流出事故が最も多くなっています。なお、魚のへい死の2件については、原因の特定には至りませんでした。

(2) 事故に対する対応

水質事故に対しては、「九頭竜川・北川水系河川水質汚濁防止連絡協議会」および「二級河川水質汚

濁防止連絡協議会」が中心となり、関係機関が連携して、その原因の究明、被害の拡大防止および原因者に対する指導等を行っています。

(3) 未然防止のための事業者への指導・啓発

水質汚濁防止法や県公害防止条例に基づく各種届出の受理に当たって、計画段階で事業者への指導を行うとともに、各事業所の公害防止管理者に対する研修会や立入検査等を通じて、排水処理施設や使用する有害物質の適正な管理を指導しています。

また、事故や災害などによる水質異常時において、迅速かつ的確に対応できるよう、環境関連諸法令に基づく届出等をもとに、事業場等の有害化学物質の使用状況をデータベース化するなどして、未然防止に活用していきます。

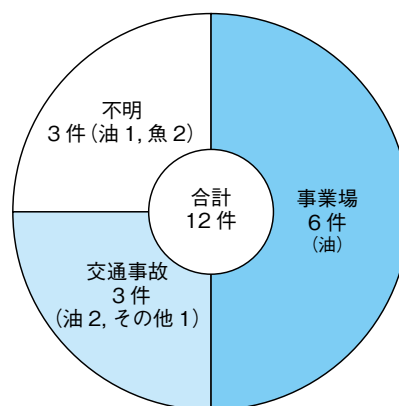


図3-3-72 水質事故の原因別内訳（平成23年度）

2 大気汚染緊急時対策【環境政策課】

(1) 健康被害防止対策

大気汚染防止法では、硫黄酸化物、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、一酸化炭素および光化学オキシダントによって、大気の汚染が著しくなり、人の健康または生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるような緊急の事態が発生した場合に、知事がとるべき措置を定めています。

これを受けて、県では、「福井県光化学スモッグ対応マニュアル」および「福井県大気汚染（硫黄酸化物）対応マニュアル」を定め、人の健康または生活環境に被害が生ずるおそれが発生した場合には、

注意報等を発令し、地域住民に注意を呼びかける一方、工場・事業場に対し、ばい煙等の排出削減を要請することとしています。

表3-3-73 光化学スモッグ注意報発令状況

発令年月日	発令地区
昭和53年 6月5日 15:10	敦賀地区
平成2年 4月11日 13:00	敦賀地区
平成2年 5月10日 15:50	
平成2年 6月19日 15:50	
平成14年 6月10日 16:40	二州地区 (敦賀市、旧三方町、美浜町)

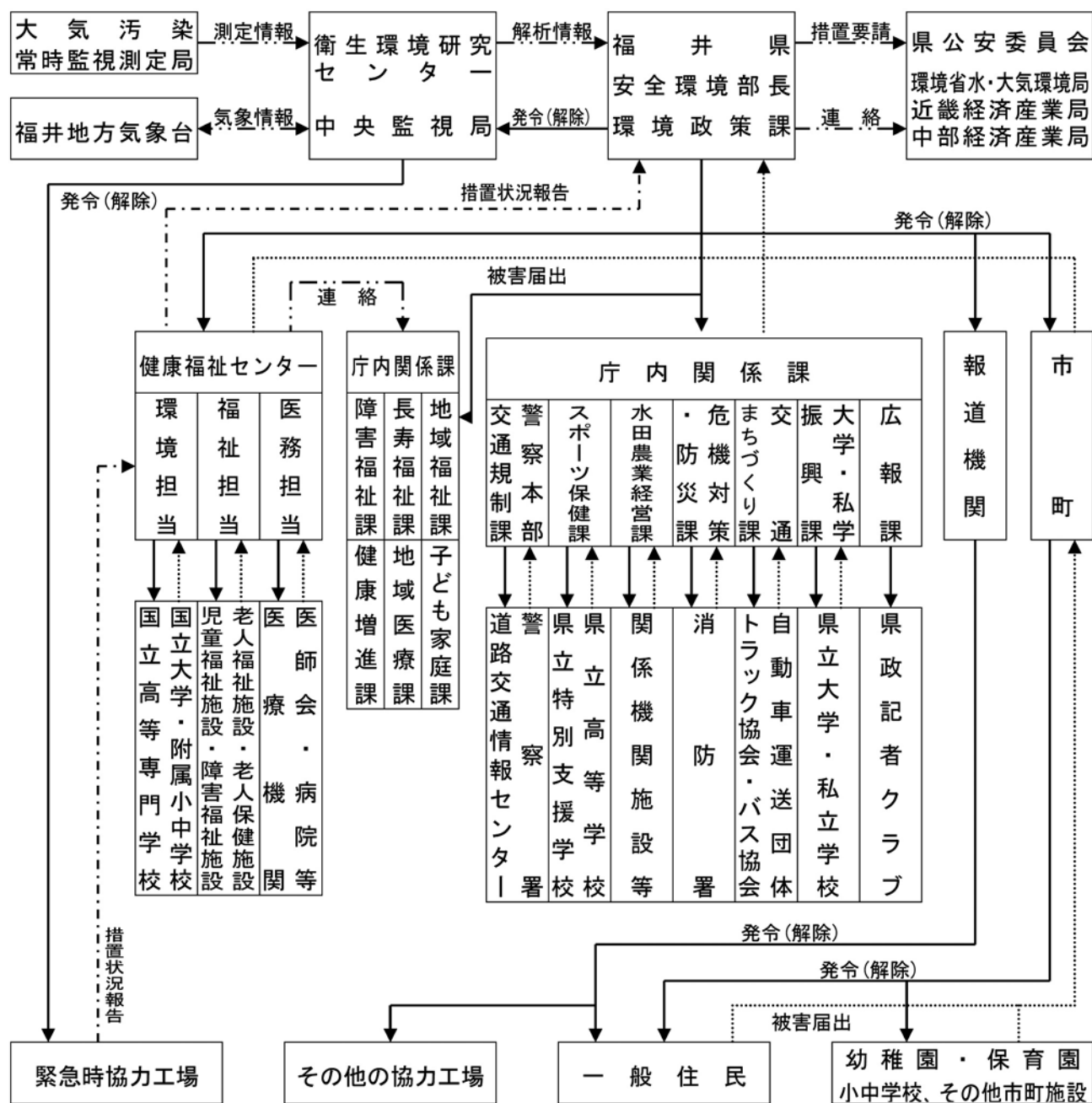


図 3-3-74 光化学スモッグ緊急時措置連絡系統図